

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年7月3日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
三保小学校 外壁修繕
- 2 履行場所
横浜市緑区三保町1867
横浜市立三保小学校
- 3 契約日
令和8年5月28日
- 4 履行日
令和8年6月20日
- 5 契約金額
660,000円(税込)
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
横浜市緑区十日市場町851-13 YYKビル202
(株)NOA建装
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
職員が授業準備で校庭にいたところ、老朽化した外壁の一部が剥落して職員の横をかすりしました。その後、各階の窓からのぞいて底部分を目視したところ、ヒビが入っている箇所が数か所あり、叩くと浮いた音(軽い音)がしている状況でした。このままでは、いつ同じ現象が起きてもおかしくない状況であり、安全安心の学校生活に支障をきたす恐れがあったため、緊急契約で点検及び修繕を実施しました。
- 8 契約の相手方の選定理由
有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。
- 9 所管
横浜市立三保小学校